**最新・中国法ニューズレター**

――――第3号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析 | ： | 仲裁裁決の取消について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説 | ： | 財政部と国家税務総局の「非居住者個人と住所のない居住者個人に関する所得税政策の公告」・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・P4 |

***案件分析***

**仲裁裁決の取消について**

一、事件経緯

A氏は2011年8月7日にB社に入社、2014年8月6日までの3年間労働契約を締結した。2013年3月29日、B社はA氏と労働契約を解除し、その契約解除の通知書に会社の経営場所と従業員の職場の変更で双方は数回協議しても合意できないため、会社は2013年3月29日付で労働契約を解除し、2013年4月3日にA氏に20490元（早期解約通知費2500元と6か月間給与相当の経済補償金など）を支払うとの決定事項を記された。A氏は、その職場にある工場の全体移転、生産停止、他の従業員の解散があったとしても、B社と自分との協議内容は労働契約の解除に止まり、職場の変更までに及んでいないと思い、労働仲裁を提起し、B社との労働関係の回復を求める。

二、仲裁裁決

2013年6月4日、開廷審査中、A氏は仲裁の申出を変更し、B社にその労働契約違法解約として賠償金7000元の支払いを求める。B社はその場でA氏の申出変更を理由に新たな答弁期日の指定を要求し、仲裁庭は当日から仲裁期限を計算し直すと返答した。

2017年6月7日B社は、双方が労働契約の変更について協議した証として仲裁庭宛8部証拠を発送した。しかし、仲裁庭はそれらの証拠に対する法廷質問を行わず、A氏の仲裁申出への支持を裁決した。

三、裁判所裁定

B社は上記の裁決が法定手順に違反するとして、市中級裁判所に申入れ、上記の裁決の取消を求める。

中級裁は審理後、当該裁決が法定手順に違反する状況が存在すると認定し、「中華人民共和国労働争議調停仲裁法」（以下、仲裁法という）第49条に基づいて、当該裁決の取消を裁定した。

四、コメント

１、仲裁法第47条の（一）により、労働報酬、労災医療費、経済補償または賠償金、地元月最低賃金基準12ヵ月金額未満の争議に関する裁決は終局裁決とし、裁決書は発行された日から発効したため、雇用会社は裁決に不服しても、裁判所に起訴できない。

２、仲裁法第49条により、雇用会社は前出第47条（三）「法定手順に違法したこと」を証明する証拠を有する場合には、仲裁裁決書を受け取った日より30日以内に労働仲裁委員会の所在地の中級裁に裁決取消を申請できる。

本案の仲裁庭が法定手順に違反した情況の存否かについて、「労働人事争議仲裁弁案規則」第41条により、開廷審理中、仲裁員は、申請人の陳述と被申請人の答弁を聞き入れ、法廷審査調査、質疑と弁論を行うべきである。にもかかわらず、2017年6月7日B社が提出した証拠に法廷質問手順を行わず、裁決したことは明らかに法定手順の違反に当たる。

３、一旦仲裁裁決を取消されたとしても、B社の勝訴を意味するものでもない。仲裁法第49条により、当事者は裁定書を受取った日から15日以内に当該労働争議について地裁に提訴できる。また当事者はその地裁の1審判決に不服した場合には中級裁に上訴することができる。

***重要法規解説***

**財政部と国家税務総局の「非居住者個人と住所のない**

**居住者個人に関する所得税政策の公告」**

2019年3月17日、財政部と国家税務総局との連名で「非居住者個人と住所のない居住者個人に関する所得税政策の公告」（以下、「公告」という）を公布、2019年1月1日より施行する。本稿はその注意すべき要点を取り纏めました。

１、公告は、住所のない居住者個人の給与所得の源泉地判定基準と、「中国国内外（以下、国内外という）勤務日数」の具体的な計算を明確にし、数ヶ月分賞与とストックオプション所得の源泉地判定基準を統一し、同時に、董事、監査役および高級管理職報酬などの源泉地の判定基準を明確にし、且つ、原稿料所得の判定基準を追加した。

2、住所のない居住者個人の給与所得税の課税計算方法は従来の「国内外所得を合算し税額を計算した後、比率によって国内税額を区分する」から「比率によって国内外所得を区分した後、国内所得に税額を計算する」に変更し、これによって、住所のない居住者個人、特に高収入個人に適用する超過累進税率は一定程度低減される。

3、公告は、数ヶ月分賞与とストックオプション所得の源泉地規則は国内外に属する勤務日数に応じて、国内外所得の区分けを明確にし、従来の規則に比べて国内所得の比率を引下げ、且つ、非居住者個人が取得する数ヶ月分賞与とストックオプション所得は、当月の課税所得額を単独で計算し、6ヶ月毎に税金を計算することが許可される一方、費用の控除が認められない。

4、公告は、総合所得に対して、「年ごとに税金を計算し、総括計算納税、過納を払い戻し、不足分を補う」という2019年からの個人所得税法の改正により、住所のない居住者個人に対する総括計算納税の関連規定を明確にした。

5、公告は、住所のない居住者個人が取得する給与、労務報酬、原稿料と特許権使用料または技術サービス料に、租税条約における被雇用所得、独立個人労務または営業利益、董事報酬、特許権使用料または技術サービス料などの条項を適用できることを明確にした。

6、公告は、住所のない居住者個人は契約などの状況によって、自ら国内の居住または滞在期間を予想し、これに応じて個人所得税の納税申告を行い、予想が実状と一致しない場合には、主管税務機関に報告し、過去の月分の給与所得に税金を再計算し、税額を清算し、滞納金は追徴されない。また住所のない居住者個人が国内で雇用されているが、海外関連企業より全額または一部の給与が支払われる状況について、関連税金の納付と情報の報告に関する規定を明確にした。

7、公告は2019年1月1日から施行されるが、非居住者個人は2019年1月1日以降に取得する所得に元の規定に従って税金を過納した場合には、法により税金の還付を申請できることを明確にした。

補足：

非居住者個人とは、中国国内において住所がなくまた居住もしない、または住所がなくかつ一納税年度内に中国国内において累計して183日未満居住する個人をいう。

住所のない居住者個人とは、住所のある居住者個人（中国国内に住所があり、戸籍、家庭、経済利益関係で中国国内に習慣的に居住する個人）を除く個人をいう。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 財政部と国家税務総局の「非居住者個人と住所のない居住者個人に関する所得税政策の公告」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2019/01/01 |
| 2 | 最高裁の「民商事事件の審理期限の延長と開廷延期問題の規範の厳格に関する規定」 | 2018/04/26 |
| 3 | 財政部、国家税務総局の「中国国内に住所がない個人居住時間判定基準に関する公告」 | 2019/01/01 |
| 4 | 最高裁の「中華人民共和国企業破産法」の適用若干問題に関する規定（三） | 2019/03/28 |
| 5 | 国家税務総局の「増値税改革深化関連事項に関する公告」 | 2019/04/01 |
| 6 | 国家税務総局の「増値税納税申告の調整関連事項にに関する公告」 | 2019/05/01 |
| 7 | 全人大の「中華人民共和国外商投資法」 | 2020/01/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）